

講演スライド見本 (土壌汚染対策と土壌搬出・運搬・処理に関する技術的事項)

5.3 詳細調査 (p248)

土壌汚染ガイドライン
参照ページ

5.3.1 基本的な考え方 (1)調査の位置付け

調査の目的	指定調査機関が実施(しなければならない)	備考・注意
土壌汚染状況調査の追完	○	ここは調査の範疇
指示措置等の施工のための範囲を確定する調査	基準不適合土壌の範囲の把握(詳細調査)	・ここが 詳細調査対象範囲 ・(指定調査機関が実施しなくても)データは 計量証明書が必要
	不透水層の位置の把握	
(第一種VOCで土壌ガス検出の)区域指定を解除するための調査(対策・措置しなくても解除される)	○	
(汚染土壌を指定)区域外に搬出しようとする(場合の)土壌の調査	○	認定調査
措置の実施に伴い法14条を申請した場合の要措置区域等の解除を目的とした調査	—	14条の自主申請

過去問ではどんな出題が
されたかを確認

● 昨年試験

問1(5)「要措置区域と指定され、指示措置が発せられたが、当該区域の土壌汚染状況調査を省略した部分に対して調査を行う場合は「詳細調査」か？
→ 誤× これは「調査の追完」である (P248 下から7行目)

要措置区域等の考え方と指示措置 (P250)

土壌溶出量基準	土壌含有量基準	健康被害のおそれ	区域指定	地下水汚染の有無	第二溶出量基準	指示措置
適合○	適合○	—	—	—	—	—
不適合×	適合○	無	形質変更時 用届出区域	無	—	—
		有	要措置区域	有	適合	原位置封じ込め (基本) 遮水工封じ込め
					不適合	第一種、第二種は第二溶出量基準に適合させてから「原位置封じ込め」「遮水工封じ込め」 第三種は「遮断工封じ込め」
適合○	不適合×	無	形質変更時 用届出区域	—	—	—
		有	要措置区域			土壌汚染の除去(砂増等のみ) (基本は)搬出 (盛土で支障ある場合、土壌入れ換え)

● 昨年試験

問4 法の要措置区域において講ずべき指示措置について、正しいものはどれか
(1)土壌溶出量基準に不適合で、土壌含有量基準に適合している土地において、地下水汚染がないことが確認されている場合の指示措置は「地下水の水質の測定」である。 → **○正しい**
問12A「地下水の水質の測定」は土壌含有量基準に適合せず、地下水汚染が生じていない場合に講ずべき措置である → **×誤**

5.3.2 詳細調査の実施 平面範囲の把握 (P254)

①第一種(VOC) (3) 措置対象範囲を把握する調査手法

ケース2② その結果白(基準適合)ならば周りも白(基準適合)

ケース2③ 基準不適合があればさらに周りをボーリング調査

● : 1.ボーリング調査にて基準適合を確認した区画
その周りも白(基準適合)とみなす
要措置区域は1区画のみが確定

○ : 追加のボーリング調査にて**基準適合**を確認した区画
その周りも白(基準適合)とみなす

● : 追加のボーリング調査にて**基準不適合**を確認した区画
その区画を囲むようにボーリング調査する区画

これを繰り返して基準不適合区域が確定

指定調査機関が調査
要措置区域除外(追完のみならず)
指定調査機関以外が調査
措置対象範囲から除外された
単位区画として扱う
措置が完了したら一律に解除

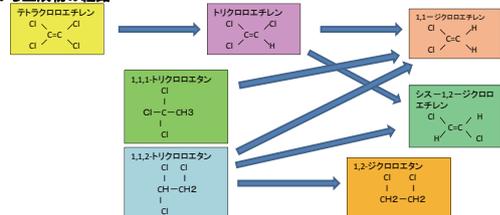
5.3.2 詳細調査の実施 深さの把握 (P264)

● 深さの把握 一種特定有害物質(voc)

● 分解生成物と親物質

特定有害物質	分解生成物	特定有害物質	親物質
テトラクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン

● 親物質から生成物の経路



※当日のスライドは変更になる場合がございます。
あらかじめご了承ください。